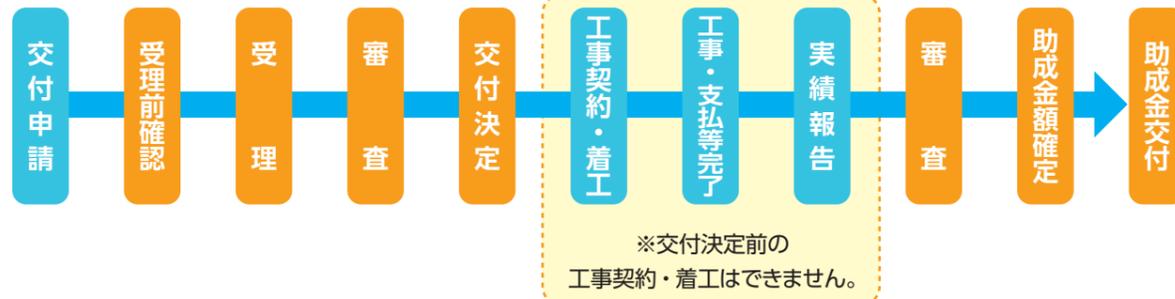


地産地消型 再エネ・蓄エネ設備導入促進事業 (都内設置・蓄電池単独設置・都外設置)

助成金申請の流れ

●は事業者が実施します。 ●は公社が実施します。



令和6年度交付申請締切

令和7年3月31日17時必着※

令和6年度申請の実績報告締切

令和7年11月28日17時必着

※予算を超過した場合、予算超過日をもって、申請の受理を停止します。

その他注意事項

- 受理前に申請内容を公社が確認し、必要事項が適切に記載されていない、または添付書類に漏れがある場合、受理できないため、ご注意ください。
- 住居の用に供する部分（社宅、学生寮、社員寮等を含む）で再エネ設備から得られたエネルギーを使用する事業は対象外となります。
- 国や地方公共団体（都内区市町村も含む。）の公共施設への助成対象設備の設置は、申請対象外です。
- 再生可能エネルギー発電設備を申請する場合は、設置場所に応じて住民説明会等が必要となる場合があります。
- 交付決定後に助成事業の計画や事業者の情報に変更がある場合は、速やかに届出書を提出してください。
- その他にも設備種別等で助成要件がありますので、詳細は各HPより、交付要綱・手引きをご確認ください。

その他の事業の案内

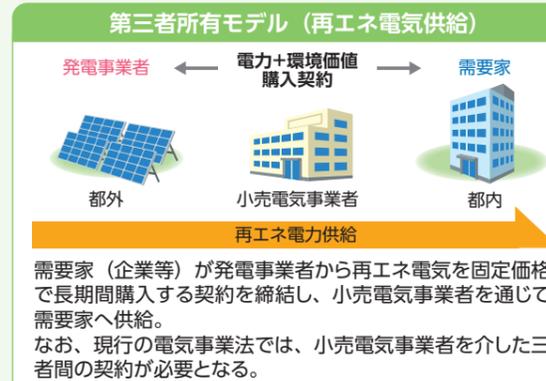
再エネ電源都外調達事業（都外PPA）

都外に再生可能エネルギー発電設備を設置し、その再エネ電気等の利活用に取組む事業者に対し、当該設備の設置に係る経費の一部を助成します。詳細は、以下のURLよりご確認ください。

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/saiene-offsite2>



● 事業スキーム例



中小企業等の場合

再エネ発電・熱利用設備は
対象経費の **2/3** を助成

蓄電池は
対象経費の **3/4** を助成

その他事業者の場合

再エネ発電・熱利用設備は
対象経費の **1/2** を助成

蓄電池は
対象経費の **2/3** を助成



事業者に対して、再生可能エネルギー利用設備の導入に必要な経費の一部を東京都が支援します！
以下のような検討をされている事業者は、ぜひご活用ください！

都内事業所に…

- 再エネ発電設備を設置したい
- 再エネ発電設備と蓄電池を同時に設置したい
- 再エネ熱利用設備を設置したい

① 都内設置
都内消費・蓄電 P2へ

都内事業所に…

- 蓄電池を単独で設置したい

② 都内設置
都内蓄電 P3へ

都外（東京電力エリア内）事業所に…

- 再エネ発電設備を設置し、都外事業所で消費したい
- 再エネ発電設備と蓄電池を設置し、都外事業所で消費したい

③ 都外設置
都外消費・蓄電 P3へ



※東京電力エリア内

都外工場等

都内事業所等

※東京電力エリア内とは…東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、栃木県、群馬県、茨城県、山梨県、静岡県（富士川以東）です。



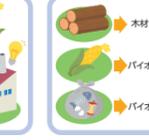
1 都内設置／都内消費・蓄電

助成対象事業	再エネ設備を都内に設置し、設備から得られたエネルギーを都内の施設で消費する事業															
助成対象設備	再生可能エネルギー発電等設備															
	 太陽光発電	 風力発電	 小水力発電 (単機出力100kW以下)													
	 地熱発電	 バイオマス発電	 蓄電池 (再エネ発電設備と同時導入 (リユース品により構成され、 販売されている製品も対象))													
	再生可能エネルギー熱利用設備															
	 太陽熱利用 (集熱面積10㎡以上)	 地中熱利用 (熱供給能力10kW以上)	 温度差熱利用 (熱供給能力10kW以上)													
	 地熱利用	 バイオマス熱利用 (依存率60%以上)	 バイオマス燃料製造 メタン発酵、それ以外 (バイオマス発電又は熱利用設備と同時導入)													
助成要件	<p><地産地消型再生可能エネルギー発電等設備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・FIT制度又はFIP制度の認定を受けない設備であること。 ・年間発電量が、ひとつの需要先の年間消費電力量の範囲内であること 等 <p><再生可能エネルギー熱利用設備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽熱利用の場合、集熱器総面積が10㎡以上であること 等 															
助成対象事業者	民間事業者（民間企業、学校法人、公益財団法人、医療法人、社会福祉法人等）															
事業期間	令和6年度～令和9年度まで（助成金の申請は令和8年度まで）															
助成率・助成上限額	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">助成対象者</th> <th colspan="2">助成率</th> <th rowspan="2">助成上限額</th> </tr> <tr> <th>再生可能エネルギー発電設備 再生可能エネルギー熱利用設備</th> <th>蓄電池 (再生可能エネルギー発電設備同時設置)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中小企業等</td> <td>助成対象経費の3分の2以内</td> <td>助成対象経費の4分の3以内</td> <td rowspan="2">2億円※1</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>助成対象経費の2分の1以内</td> <td>助成対象経費の3分の2以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 再生可能エネルギー発電設備のみ設置でも上限2億円</p>			助成対象者	助成率		助成上限額	再生可能エネルギー発電設備 再生可能エネルギー熱利用設備	蓄電池 (再生可能エネルギー発電設備同時設置)	中小企業等	助成対象経費の3分の2以内	助成対象経費の4分の3以内	2億円※1	その他	助成対象経費の2分の1以内	助成対象経費の3分の2以内
助成対象者	助成率		助成上限額													
	再生可能エネルギー発電設備 再生可能エネルギー熱利用設備	蓄電池 (再生可能エネルギー発電設備同時設置)														
中小企業等	助成対象経費の3分の2以内	助成対象経費の4分の3以内	2億円※1													
その他	助成対象経費の2分の1以内	助成対象経費の3分の2以内														
詳細HP	https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/chisan3 															

2 都内設置／都内蓄電

助成対象事業	都内の施設に蓄電池を設置する事業											
助成対象設備	単独で設置する蓄電池（既設の再エネ発電設備へ新規に併設する場合も含む） （リユース品により構成され、販売されている製品も対象）											
助成要件	<ul style="list-style-type: none"> ・FIT制度又はFIP制度の認定を受けている設備に併設するものでないこと ・蓄電池設置施設において蓄電池を増設する事業でないこと ・蓄電池は定置用であること（可搬式は不可） 等 											
助成対象事業者	民間事業者（民間企業、学校法人、公益財団法人、医療法人、社会福祉法人等）											
事業期間	令和6年度～令和9年度まで（助成金の申請は令和8年度まで）											
助成率等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>助成対象者</th> <th>助成率</th> <th>助成上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中小企業等</td> <td>助成対象経費の4分の3以内</td> <td>900万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>助成対象経費の3分の2以内</td> <td>800万円</td> </tr> </tbody> </table>			助成対象者	助成率	助成上限額	中小企業等	助成対象経費の4分の3以内	900万円	その他	助成対象経費の3分の2以内	800万円
助成対象者	助成率	助成上限額										
中小企業等	助成対象経費の4分の3以内	900万円										
その他	助成対象経費の3分の2以内	800万円										
詳細HP	https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/chisan3											

3 都外設置／都外消費・蓄電

助成対象事業	再エネ発電等設備を都外（東京電力エリア内）に設置し、設備から得られた電気を都外の設置施設で消費する事業															
助成対象設備	 太陽光発電	 風力発電	 小水力発電 (単機出力100kW以下)													
	 地熱発電	 バイオマス発電	 蓄電池 (再エネ発電設備と同時導入 (リユース品により構成され、 販売されている製品も対象))													
助成要件	<ul style="list-style-type: none"> ・FIT制度又はFIP制度の認定を受けない設備であること ・年間発電量が、発電設備を設置した需要先の年間消費電力量の範囲内であること ・都内に事業所等を有していること ・助成率に応じて再生可能エネルギー発電設備から得られた環境価値を証書化し、都内事業所で自ら利用すること 等 															
助成対象事業者	民間事業者（民間企業、学校法人、公益財団法人、医療法人、社会福祉法人等）															
事業期間	令和6年度～令和9年度まで（助成金の申請は令和8年度まで）															
助成率・助成上限額	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">助成対象者</th> <th colspan="2">助成率</th> <th rowspan="2">助成上限額</th> </tr> <tr> <th>再生可能エネルギー発電設備</th> <th>蓄電池 (再生可能エネルギー発電設備同時設置)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中小企業等</td> <td>助成対象経費の3分の2以内</td> <td>助成対象経費の4分の3以内</td> <td rowspan="2">2億円※2</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>助成対象経費の2分の1以内</td> <td>助成対象経費の3分の2以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2 上限額は、再生可能エネルギー発電容量×1時間以上かつ5時間以下の蓄電池同時設置で上限2億円、それ以外の場合は上限1億円</p>			助成対象者	助成率		助成上限額	再生可能エネルギー発電設備	蓄電池 (再生可能エネルギー発電設備同時設置)	中小企業等	助成対象経費の3分の2以内	助成対象経費の4分の3以内	2億円※2	その他	助成対象経費の2分の1以内	助成対象経費の3分の2以内
助成対象者	助成率		助成上限額													
	再生可能エネルギー発電設備	蓄電池 (再生可能エネルギー発電設備同時設置)														
中小企業等	助成対象経費の3分の2以内	助成対象経費の4分の3以内	2億円※2													
その他	助成対象経費の2分の1以内	助成対象経費の3分の2以内														
詳細HP	https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/chisan-hachiken2															